

○ 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）（抄）

（資格外活動の許可）

第十九条

1、2（略）

3 第一項の規定にかかわらず、地方入国管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方入国管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者（第一号及び第二号については、当該外国人から依頼を受けたもの）が、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。

一 第一項に規定する外国人が経営している機関、雇用されている機関若しくは研修若しくは教育を受けている機関若しくは当該外国人が行う技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）を修得する活動の監理を行う団体の職員（以下「受入れ機関等の職員」という。）又は公益法人の職員で、地方入国管理局長が適当と認めるもの

二、三（略）

4（略）

（在留資格の変更）

第二十条

1、6（略）

7 法第二十条第三項の規定により在留資格の変更の許可をする場合において、技能実習の在留資格（別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。）への変更を許可するときは、法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格への変更を許可すると

きは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

8 (略)

(在留特別許可)

第四十四条 法第五十条第一項の規定により在留を特別に許可する場合には、次項第一号ただし書の規定により上陸の種類及び上陸期間を定める場合を除き、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているときは旅券に別記第六十二号様式又は別記第六十二号の二様式による証印をし、旅券を所持していないときは同証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書を交付するものとする。この場合において、次項第一号の規定により、技能実習の在留資格（別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。）が指定されているときは、本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式により指定書を交付し、特定活動の在留資格が指定されているときは、個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式により指定書を交付するものとする。

2 法第五十条第二項の規定による在留期間その他の条件は、次の各号によるものとする。

一 法別表第一又は法別表第二の上欄の在留資格（技能実習の在留資格（別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。）にあつては法務大臣が指定する本邦の公私の機関を、特定活動の在留資格にあつては法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を含む。）を指定するとともに第三条に基づいて在留期間を定める。ただし、法第二十四条第二号（法第九条第六項の規定に違反して本邦に上陸した者を除く。）、第六号又は第六号の二に該当した者については、法第三章第四節に規定する上陸の種類を定めるとともに第十三条から第十八条までの規定に基づいて上陸期間を定めることができる。

二 (略)

第六十四条 法務大臣が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令（平成二十一年法務省令第五十二号）第二号の規定により告示をもつて定める機関（以下「外国機関」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 実習実施機関（本邦にある事業所において技能実習を実施する法人（親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。）若しくは子会社（同条第三号に規定する子会社をいう。）の関係にある複数の法人又は同一の親会社をもつ複数の法人が共同で実施する場合はこれら複数の法人）又は個人をいう。以下同じ。）と外国機関が業務上の提携を行っていることその他実習実施機関が外国機関から技能実習生を受け入れる合理的な理由があること。

二 外国機関が実習実施機関に技能実習生を派遣することについて、技能実習により修得される技能等の移転が外国機関の事業上有益であることその他合理的な理由があること。

2 法務大臣は、前項の告示に当たつて、外国人の技能実習に係る専門的評価（以下「技能実習評価」という。）を行うことができる法人による評価を参考とすることができる。

3 前項の法人は次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 営利を目的とする法人でないこと。
- 二 技能実習評価事業を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎を有すること。
- 三 外国機関から派遣される者が従事しようとする技能実習について利害関係を有しないこと。
- 四 過去三年間に外国人に対する研修若しくは技能実習を事業として行ったこと又は研修若しくは技能実習の在留資格をもつて在留する外国人の受入れを行ったことがないこと。
- 五 技能実習評価事業以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによつて技能実習評価事業の運営が不公

正になるおそれがないこと。

六 役員の構成が技能実習評価事業の公正な運営に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 役員に過去五年間に外国人の研修又は技能実習に係る不正行為を行ったことがある者がいないこと。

八 役員に過去五年間に外国人の研修又は技能実習に係る不正行為を行ったことがある団体に所属していた者がいないこと。

九 技能実習評価を行うための五人以上の委員により構成される委員会を有すること及び当該委員の半数以上が外国人の技能実習について専門的知識又は識見を有する者であること。

十 当該委員が、外国機関から派遣される者が従事しようとする技能実習について利害関係を有しないこと及び外国人に対する研修若しくは技能実習を事業として行う団体又は研修若しくは技能実習の在留資格をもつて在留する外国人の受入れを行う団体に所属していないこと。

十一 当該委員会の事務に従事する常勤の職員が五人以上いること。

十二 公平かつ適正な技能実習評価を行うことができる手続を定めていること。

十三 当該委員会の委員及び常勤職員に外国人の研修又は技能実習に係る不正行為を行ったことがある者がいないこと。

十四 当該委員会の委員及び常勤職員に過去五年間に外国人の研修又は技能実習に係る不正行為を行ったことがある団体に所属していた者がいないこと。

第六十五条 法務大臣が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号トの規定により告示をもつて定める監理団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 当該監理団体の継続的な事業として技能実習が実施されることにより、技能実習により修得される技能等の本邦

から外国への移転が図られること。

二 当該監理団体が技能実習事業を実施する合理的理由があり、かつ、継続的な事業として行う実施体制を有すること。

三 当該監理団体が技能実習を監理する団体として必要な体制を有すること。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の告示に係る技能実習について準用する。この場合において、同条第三項第三号及び第十号中「外国機関から派遣される者が従事しようとする技能実習」とあるのは、「当該団体が監理を行う」とする技能実習」と読み替えるものとする。

第六十六条 法務大臣が法第七条第一項の規定による上陸のための審査に関し、基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定又は法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定により告示をもつて定める技能実習は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 当該技能実習が継続的な事業として実施されることにより、当該技能実習により修得される技能等の本邦から外国への移転が図られること。

二 基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定により告示をもつて定める技能実習については、実習実施機関が当該技能実習事業を実施する合理的理由があり、かつ、継続的な事業として行う実施体制を有すること。

三 実習実施機関が当該技能実習の実施機関として必要な設備及び体制を有すること。

2 第六十四条第二項及び第三項の規定は、前項の告示に係る技能実習について準用する。この場合において、同条第三項第三号及び第十号中「外国機関から派遣される者が従事しようとする技能実習」とあるのは、「当該告示に係る技能実習」と読み替えるものとする。

別表第二（第三条関係）

| | |
|-------------|--|
| 在留資格 | 在留期間 |
| 技能実習 (略) | (略) |
| 技能実習 | 一 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに掲げる活動を行う者にあつては、一年又は六月 二 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに掲げる活動を行う者にあつては、一年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間 |
| (略) | (略) |
| 家族滞在 | 三年、二年三月、二年、一年三月、一年、六月又は三月 |
| (略) | (略) |

別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の二、第二十四条関係）

| | | |
|-------------|---------------------------|--|
| 在留資格 | 活動 | 資料 |
| 技能実習 (略) | (略) | (略) |
| 技能実習 | 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動 | 一 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動を行うおうとする場合 イ 技能実習の内容、必要性、実施場所、期間及び到達目標（技能実習の成果を確認する時期及び方法を含む。）を明らかにする技能実習計画書 ロ 本邦入国後に行う講習の期間中の待遇を明らかにする文書 |

-
-
- ハ 帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することを証する文書
- ニ 基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項（以下「基準省令の技能実習第一号イの項」という。）の下欄第五号イに規定する送出し機関の概要を明らかにする資料
- ホ 基準省令の技能実習第一号イの項の下欄第五号に規定する実習実施機関の登記事項証明書、損益計算書の写し、常勤の職員の数を明らかにする文書及び技能実習生名簿
- ヘ 外国の所属機関と本邦の実習実施機関の関係を示す文書
- ト 外国の所属機関における職務内容及び勤務期間を証する文書
- チ 送出し機関及び実習実施機関と当該外国人の間に締結された技能実習実施に係る契約書の写し
- リ 実習実施機関における労働条件を当該外国人が理解したことを証する文書
- ヌ 基準省令の技能実習第一号イの項の下欄第九号に規定する技能実習指導員の当該技能実習において修得しようとする技能等に係る経歴を証する文書
- ル 本邦外において講習又は外部講習を受けた場合は、当該講習又は外部講習の内容、実施機関、実施場所及び期間を証する文
-

書

二 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動を行おうとする場合 前号イからホまで及びチからルまでに掲げるもののほか、次に掲げる資料

イ 職歴を証する文書

ロ 国籍若しくは住所を有する国の国若しくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関から推薦を受けていることを証する文書

ハ 基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項（以下「基準省令の技能実習第一号ロの項」という。）の下欄第六号に規定する監理団体の登記事項証明書、定款、技能実習生受入れに係る規約、損益計算書の写し、常勤の職員の数を明らかにする文書及び技能実習生名簿

ニ 監理団体と送出し機関との間に締結された技能実習実施に係る契約書の写し

ホ 監理団体が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号イからへまでのいずれかに該当する場合は、当該監理団体が技能実習の運営に関し我が国の国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政

法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）からの資金その他の援助及び指導を受けていることを明らかにする文書

へ 監理団体が監理に要する費用を徴収する場合は、当該費用の負担者、金額及び用途を明らかにする文書

ト 基準省令の技能実習第一号ロの項の下欄第六号ニに規定するあつせん機関がある場合は、その概要を明らかにする資料及び常勤職員名簿

三 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イに掲げる活動を行おうとする場合 第一号イ、ハ及びチからヌまでに掲げるもののほか、次に掲げる資料

イ 基礎二級の技能検定（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第二項に規定する技能検定をいう。）その他これに準ずる検定又は試験に合格していることを証する文書の写し

ロ 技能実習の進ちよく状況を明らかにする文書

ハ 年間の収入及び納税額に関する証明書

ニ 実習実施機関が受け入れている技能実習生名簿

四 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動を行おうとする場合 第一号イ、ハ及びチからヌまでに掲げる

| | | | | | | |
|-------------------------|------|-----|-------------------------------|--|-----|---|
| (略) | 在留資格 | (略) | 活動 | (略) | 資料 | |
| 別表第三の二(第二十一条、第二十一条の二関係) | | | | | | |
| (略) | | (略) | 研修 法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動 | <ul style="list-style-type: none"> 一 研修の内容、必要性、実施場所、期間及び待遇を明らかにする研修計画書 二 帰国後本邦において修得した技術、技能及び知識を要する業務に従事することを証する文書 三 職歴を証する文書 四 基準省令の表の法別表第一の四の表の研修の項(以下「基準省令の研修の項」という。)の下欄第四号の規定による研修指導員の当該研修において修得しようとする技能等に係る職歴を証する文書 五 送出し機関の概要を明らかにする資料 六 基準省令の研修の項の下欄第四号に規定する受入れ機関の登記事項証明書及び損益計算書の写し | (略) | 資料、前号イからニまでに掲げる資料並びに監理団体が受け入れている技能実習生名簿 |

| | | | |
|-----|--------------------------------------|-----|--|
| (略) | 研 修 | (略) | 技能実習 |
| (略) | 動 法別表第一の四の表の研 修の項の下欄に掲げる活 書 | (略) | 法別表第一の二の表の技 能実習の項の下欄に掲げ る活動 |
| (略) | 研修の内容、実施場所、期間、進ちよく状況及び待遇を証する文 書 | (略) | 一 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ又は第二号 イに掲げる活動を行おうとする場合 イ 技能実習の内容、実施場所、期間、進ちよく状況及び到達目 標（技能実習の成果を確認する時期及び方法を含む。）を明ら かにする技能実習計画書 ロ 実習実施機関と当該外国人の間に締結された技能実習実施に 係る契約書の写し ハ 実習実施機関における労働条件を当該外国人が理解したこと を証する文書 ニ 年間の収入及び納税額に関する証明書 ホ 実習実施機関が受け入れている技能実習生名簿 二 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロ又は第二号 ロに掲げる活動を行おうとする場合 前号に掲げる資料及び監理 団体が受け入れている技能実習生名簿 |

別表第四（第六条の二関係）

| | |
|--|---|
| <p>本邦に上陸しようとする者（以下「本人」とい う。）が本邦において行おうとする活動</p> | <p>代理人</p> |
| <p>（略）</p> <p>法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲 げる活動（技能実習）</p> | <p>（略）</p> <p>一 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる 活動を行おうとする場合 実習実施機関の職員 二 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる 活動を行おうとする場合 監理団体の職員</p> |
| <p>（略）</p> <p>法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる 活動（研修）</p> | <p>（略）</p> <p>受入れ機関の職員</p> |
| <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |

附 則（抄）

- 1 この省令は、昭和五十七年一月一日から施行する。
- 2 特定の在留資格及びその在留期間を定める省令（昭和二十七年外務省令第十四号）は、廃止する。
- 3 この省令施行の際に、この省令による廃止前の特定の在留資格及びその在留期間を定める省令（以下「旧省令」という。）第一項第二号又は第四号に該当する者として在留している者は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）第二条第一項第二号に該当する者として在留しているものとみなし、旧省令第一項第三号に該当する者として在留している者は、新規則第二条第一項第三号に該当する者として在留して

いるものとみなす。

4 この省令施行の際に、旧省令第一項第一号に該当する者として在留している者の在留資格及び在留期間については、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年法務省令第四十九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。ただし、出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「規則」という。）別表第二の家族滞在の項の改正規定、規則別記第二十一号様式の乗員上陸許可書（裏）（2）、別記第二十二号の三様式の数次乗員上陸許可書（裏）（1）、別記第二十九号の四様式の就労資格証明書及び別記第七十四号様式の難民認定申請書の改正規定、附則第二条、第三条並びに第九条から第十二条までの規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法附則第六条に規定する在留資格認定証明書の交付については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）第六十四条から第六十六条までの規定を適用する。

第三条 改正法附則第六条に規定する申請については、この省令の施行前においても、新規則別記第六号の三様式による申請書を提出するものとし、新規則別表第三の技能実習の項の規定、別表第四の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動（技能実習）の項の規定を適用する。

第四条 施行日前に在留資格認定証明書の交付を受け又は査証を受けた者（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第五十号）附則第三条各号のいずれかに該当する場合に限る。）及び施行日後に在留資格認定証明書の交付を受けた者（同条の規定によりなお従前の例によることとされた場合に限る。）で、施行日後に法第六条第二項の申請を行ったものに係る新規則第六条の適用のうち、改正法施行前の法別表第一の四の表の研修の在留資格に係るものについては、なお従前の例による。

第五条 この省令の施行の際現に法別表第一の四の表の研修又は第一の五の表の特定活動の在留資格（技能実習を目的とする活動を指定されたものに限る。）をもって在留している外国人であつて、この省令の施行日以後に法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者が、同日前にかじめ行う在留資格の変更の許可の申請については、新規則別記第三十号様式による申請書を提出するものとし、新規則別表第三の技能実習の項の規定を適用する。

第六条 この省令の施行の際現に改正前前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）第六条、第六条の二第二項、第二十条第二項（第二十四条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項又は第二十一条の二第七項の規定により提出されている資料は、附則第三条の規定の適用を受ける場合及び附則第四条の規定により、なお従前の例によることとされた場合を除き、それぞれ新規則第六条、第六条の二第二項、第二十条第二項（第二十四条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項又は第二十一条の二第七項の規定により提出された資料とみなす。

第七条 この省令の施行の際現に行われている旧規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、資格外活動の許可の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請、申請内容の変更の申出、永住許可の申請、在留資格の取得の許可の申請又は再入国の許可の申請は、附則第三条の規定の適用を受ける場合及び附則第四条の規定により、なお従前の例によることとされた場合を除き、それぞれ新規則に

規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、資格外活動の許可の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請、申請内容の変更の申請、永住許可の申請、在留資格の取得の許可の申請又は再入国の許可の申請とみなす。

第八条 旧規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書（申請人等作成用2 Q（「研修」）、申請人等作成用3 Q（「研修」）を除く。）、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号の三様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書（申請人等作成用2 Q（「研修」）、申請人等作成用3 Q（「研修」）及び申請人等作成用2 S（「特定活動」「技能実習」）を除く。）、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書（申請人等作成用2 Q（「研修」）、申請人等作成用3 Q（「研修」）及び申請人等作成用2 S（「特定活動」「技能実習」）を除く。）、別記第三十四号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書又は別記第四十号様式の再入国許可申請書は、附則第三条の規定の適用を受ける場合を除き、この省令の施行後においても当分の間、それぞれ新規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号の三様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書、別記第三十号の三様式の申請内容変更申出書、別記第三十四号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書又は別記第四十号様式の再入国許可申請書とみなす。

第九条 附則第一条ただし書に規定する規定（以下「平成二十二年一月改正規定」という。）の施行の際現に行われている、同規定による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「平成二十二年一月改正前規則」という。）に規定する様式による難民の認定の申請は、同規定による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「平成二十二年一月改正規則」という。）に規定する様式による難民の認定の申請とみなす。

第十条 平成二十二年一月改正前規則の規定による別記第七十四号様式の難民認定申請書は、平成二十二年一月改正規定の施行後においても当分の間、平成二十二年一月改正規則の規定による別記第七十四号様式の難民認定申請書とみなす。

第十一条 平成二十二年一月改正前規則の規定による別記第二十一号様式の乗員上陸許可書の書面、別記第二十二号の三様式の数次乗員上陸許可書の書面は、平成二十二年一月改正規定の施行後においても当分の間、それぞれ平成二十二年一月改正規則の規定による別記第二十一号様式の乗員上陸許可書の書面、別記第二十二号の三様式の数次乗員上陸許可書の書面とみなす。

第十二条 平成二十二年一月改正規定の施行前に、平成二十二年一月改正前規則の規定に基づき交付された別記第二十一号様式の乗員上陸許可書、別記第二十二号の三様式の数次乗員上陸許可書及び別記第二十九号の四様式の就労資格証明書の効力については、なお従前の例による。